

介護保険施設等における事故の報告について

介護保険法に基づく、運営基準において、介護サービス提供により事故が発生した場合、事故の内容等の報告が必要となります。

【報告が必要なもの】

下記の事故については、受傷の程度に限らず原則として全て報告してください。

- ・死亡に至った事故
- ・医師(施設の勤務医, 配置医を含む)の診断を受け投薬, 処置等何かしら治療が必要となった事故

※打撲, 捻挫等の外傷性のものだけでなく, 感染症の発生等によるものも含まれます。

その他の事故報告については, お問い合わせください。

【報告期限】

- ・事故報告書(別紙参照)の1から6の項目(事故状況等)を可能な限り記載し, 第一報を電話で報告の上、遅くとも5日以内に提出してください。

【留意事項】

- ・状況の変化等に応じて追加の報告をしてください。
- ・事故報告書7, 8の項目(事故の原因分析, 再発防止策)については, 作成後, 速やかに報告をしてください。

※詳細は、介護保険最新情報 Vol.1332「介護保険施設等における事故の報告様式等について」R6.11.29を御覧ください。

【報告された事故の概要】

事故の種別	
その他	10
異食	1
感染症等集団発生	3
誤薬・与薬もれ	6
誤嚥・窒息	1
転倒	74
転落	3
不明	11

場所	
その他	7
トイレ	7
居室（個室）	53
居室（多床室）	7
敷地内の建物外	1
食堂等共用部	25
敷地外	2
浴室・脱衣室	1
廊下	6

発生時間（n=104）	
日勤帯	51
準夜帯	21
深夜帯	31

認知症高齢者の日常生活自立度(n=109)	
I	3
II a	14
II b	17
III a	35
III b	10
IV	13
M	1
自立	2
不明	14

事故の結果	
その他打撲	1
感染症	3
誤飲	1
誤薬	6
誤嚥	1
骨折	56
心肺停止	1
切傷・擦過傷	1
切創・擦過傷	9
多発性外傷	1
脱臼	1
頭部外傷	16
捻挫	1
異常なし	11

要介護認定(n=109)	
自立	1
要介護 1	15
要介護 2	16
要介護 3	37
要介護 4	21
要介護 5	6
要支援 1	1
要支援 2	4
不明	8